

【手術及び分娩件数】

厚生労働省が定める手術及び分娩の施設基準のうち、下記の手術は2023年1月～2023年12月に実施した件数の掲示が義務づけられているもので、関東信越厚生局長に届出しております。

区分1に分類される手術		件数	区分4に分類される手術	件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	28	胸腔鏡、腹腔鏡を用いる手術	591
イ	黄斑下手術等	0	その他に分類される手術	件数
ウ	鼓室形成手術等	24	人工関節置換術	51
エ	肺悪性腫瘍手術等	46	乳児外科施設基準対象手術	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	246	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	106
区分2に分類される手術		件数	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	69
ア	靭帯断裂形成手術等	4	経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈粥腫切除術 経皮的冠動脈ステント留置術	784
イ	水頭症手術等	20		
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0		
エ	尿道形成手術等	8	分娩件数	件数
オ	角膜移植術	0		
カ	肝切除術等	27	経膈分娩	82
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	4	帝王切開分娩	64
区分3に分類される手術		件数		
ア	上顎骨形成術等	4		
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	2		
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0		
エ	母指化手術等	0		
オ	内反足手術等	0		
カ	食道切除再建術等	3		
キ	同種死体腎移植術等	0		